

住民発！

若松地区 小地域福祉活動第一次計画

みんなが安心して
暮らせる支え合いの
まちづくりへ



ごあいさつ

最初に、日頃より旧若松小学校区地域で福祉活動に携わっておられます方々にこころより敬意を表します。本当にありがとうございます。

さて、旧若松小学校区は若松区の中心市街地に属し、交通量の多い幹線道路があつて交通安全全面の懸念や、高塔山に近いために大雨の際に災害が起きやすいなど、地域によってさまざまな課題があります。

地区的高齢化率（人口に占める65歳以上の割合）は、36.6%と若松区平均より少し高く、北九州市全体の高齢化率は31.1%で20政令指定都市中最高となり、単身死や認知症罹患者の増加など、対応を要する課題が増え続けているのは、当地区も例外ではありません。

当地区は昔から人情豊かで、近隣で助け合いながら生活を支え合ってきた地域ではあります、日常生活で支援を必要とする方々の数が増える一方、世話をしてくれる方々の高齢化に伴う担い手不足や、課題の複雑化により、地区だけでは対応しきれないのが実状です。

また、地域福祉は任意・善意での個人活動に頼る面が大きく、多種多様な問題の解決に向けては行政（市・区）や民間団体との連携・協働など組織的な活動によって効率性や成果を高めていく必要も生じてきています。

その現状認識の元、当地区での福祉活動をより充実させ、効果あるものとすべく、この度「住民発！若松地区 小地域福祉活動第一次計画」を策定致しました。

日常の福祉活動をこの計画に沿いながら進めていくことで、活動される方々の負担を軽減し、支援を必要とされている方々のニーズを少しでも補完することができれば幸いです。

皆様方のさらなるご協力・ご支援をお願いする次第です。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりご尽力・ご協力いただきました全ての皆様に感謝申し上げます。

ありがとうございました。

若松地区社会福祉協議会
会長 長澤 尊房



もくじ

ごあいさつ ... 1P

第1章 計画策定にあたって ... 2P

- 1 計画の性格
- 2 計画の期間
- 3 計画の策定経過

第2章 若松地区の現状と課題 ... 3P

- 1 地域社会の動向
- 2 地域の福祉課題

第3章 計画体系 ... 4P

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 実施項目（体系図）
- 4 重点実施項目

第4章 計画の推進 ... 8P

- 1 計画の承認と周知
- 2 計画を推進するための体制
- 3 第2次計画の策定

参考資料

- 1 推進委員会名簿（予定）
- 2 策定委員会での協議事項

第1章 計画策定にあたって

1 計画の性格

(1) 住民発信の行動計画

若松地区の様々な福祉課題を解決するために、地域住民・諸団体等が将来の見通しを持って計画的に活動しようとするための行動計画です。

(2) 小地域の生活を支える計画

若松地区に住む人たちの「生活」を支えることを活動の基本とする計画です。

(3) 北九州市及び北九州市社会福祉協議会と連携する計画

北九州市及び北九州市社会福祉協議会の計画と連携しながら地域福祉活動を進めていく計画です。

(4) 若松地区社会福祉協議会の活動指針となる計画

社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的な団体としての方針や発展強化の道筋を明らかにする性格を有します。

2 計画の期間は

令和6年度から令和10年度の5ヵ年とします。また期間中に地域を取り巻く状況に大きな変化があれば、見直します。

3 計画の策定経過

昨年2月に開催した意見交換会において、自分たちの地域活動を振り返る「自己点検シート」を役員及び福祉協力員と作成。その話し合いの中で、地域の課題などを確認し、話し合いで出てきた内容を基に小地域福祉活動計画の骨子となる体系図（案）を作成。以後、その体系図（案）について、まずは役員で方針を固めたりえで、連絡調整会議の場で参加者に説明、意見を求める形で加除修正を行いました。

冊子のデザイン等についても同様であり、最終的には令和6年2月に開催した意見交換会において最終確認を行い、若松地区小地域福祉活動第1次計画の策定を完了しました。



第2章 若松地区の現状と課題

1 地域社会の動向

若松地区データ

令和5年9月30日現在

人 口	4,085人	保 育 所 幼 稚 園	
世 帯 数	2,357世帯	小 学 校 中 学 校	若松中央小学校 若松中学校
高 齢 化 率	36.6%	活 動 抛 点	本町公民館、8区公民館、9区公民館、10区集いの家、昭和公民館、17区公民館
一人暮らし高齢者数 高齢者のみ世帯	506人 297世帯	地域包括支援センター	若松1
その他の社会資源等		キッチンハーモニー（身体障害者小規模共同作業所）、ケアプラン向日葵、若松消防署、若松中央児童クラブ、サンレー若松紫雲閣、金丸歯科医院、セブンイレブン、白山神社や各お寺、各地域の公園など	

※本町2丁目、3丁目は一部が若松地区の範囲であるが、数字上は全範囲が反映されています。

若松地区は、6区・8区・9区・10区・11区・17区と多くの自治会を抱える地域であり、役員らで全体の方針は共有しつつ、活動は各自治区の実情に合わせて、各公民館や集いの家が活動拠点とし活動を展開しています。

多様な地域資源があり、中でも若松中央小学校は地域の会議にも毎回出席いただき、グラウンドゴルフ大会の会場としても協力いただくなどの連携をしており、こういった連携を他の資源とも出来ていくと、より理想とする地域へと近づいていく、伸びしろもある地域です。

昔ながらの風土もあり、住民同士のつながりも強く、お隣さんなど個人の出来る範囲での支え合いが行われている一方で、高齢者も多くなり、個人での支え合いも難しくなってきており、また令和6年2月に身近な買い物場所であったハローデイが閉店したこともあり、買い物については今後地域の大きな課題となりそうです。

2 地域の福祉課題（および小地域福祉活動の課題）

若松地区は自治会が多く、活動も各自治区がベースとなります。そのため、同じ見守り活動であっても、状況などが異なるので、実施の判断や基準など統一しての活動が難しく、そのため中々情報共有や意見交換が出来ていない現状があります。

また地域の高齢化に伴う活動者側の高齢化や後継者不足もあり、今まで取り組んできた住民での助け合いや、過去に行った各自治区での防災対策などの良い取り組みを継続、あるいは次の活動へ繋げることのマンパワー的な難しさもあります。

さらに、若松中央小学校区としてはまち協や民生委員は統一されていますが、社協は浜町地区社協と分かれており、そちらとの兼ね合いも今後どうしていくのかとの悩みも抱えています。



これらの課題解決に向けて、地域全体で
どういったことを意識、または取り組むと
より良い地域になるかを考えないと！

第3章 計画体系

1 基本理念 「みんなが安心して暮らせる 支え合いのまちづくり」

若松地区では、子どもから高齢者まで障がいのあるなしに関わらず、誰もが住み慣れたところで安心して生活できる町にしたいと願っています。そこで「みんなが安心して暮らせる 支え合いのまちづくり」という言葉を計画の理念とし、計画を推進していきます。

2 基本目標

(1) みんなで安心安全な地域へ

子どもたちや支援が必要な方への見守りや、防災体制づくりを通じ、安心して暮らせる地域へ



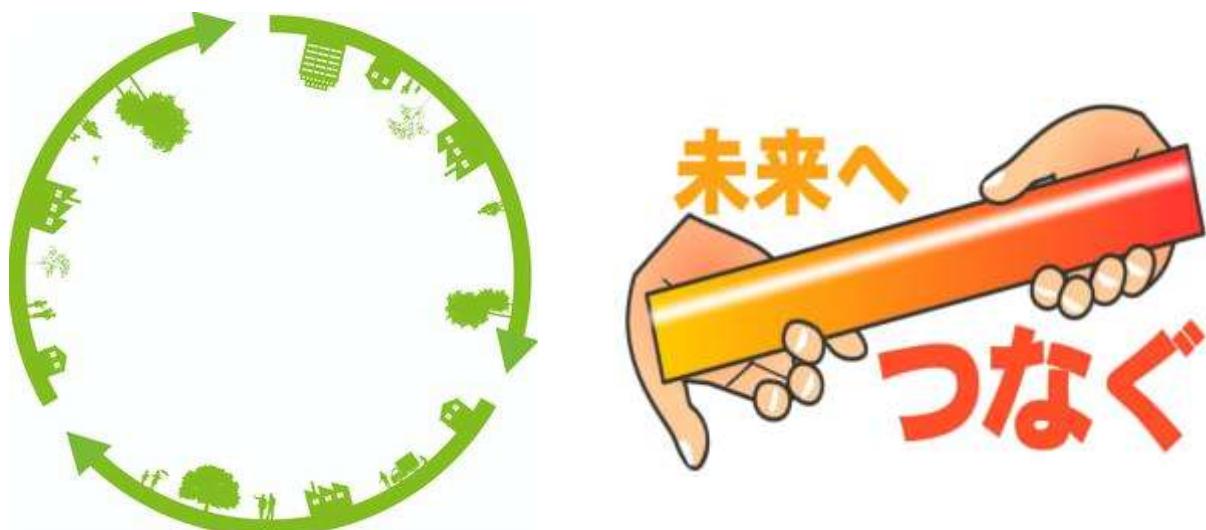
(2) 繋がりを増やし、みんなが顔見知りの地域へ

地域に住む方々の様々な地域行事への参加を促し、お互いが顔見知りとなり、つながる地域へ



(3) みんなで支え合い、活動が継続できる地域へ

既存体制の維持・拡大に向けた取り組みを実施し、将来も安心して暮らせる支え合いの地域へ



3 実施項目（体系図）

基本理念 みんなが安心して暮らせる 支え合いのまちづくり

基本目標 1

みんなで安心安全な地域へ

実施項目 1

- ◎ふれあいネットワーク活動の充実
 - ・見守りを通じた、意見交換や情報共有など話し合いの場をより良いものに
- 防災に関する取り組みの実施
 - ・避難訓練、福祉マップの作成
連絡網の見直し など
- 登下校時の子どもたちの見守り
- 防犯パトロール活動の実施

基本目標 2

繋がりを増やし、みんなが
顔見知りの地域へ

実施項目 2

- 地域交流活動の実施
 - ・グラウンドゴルフ大会
 - ・敬老行事（自治区ごと）
- 子どもたちと地域との交流
 - ・年末年始（餅つき）
 - ・学校授業への協力
(いのちキラキラ教室、七輪の火おこし)
- 健康な体づくりに向けた取り組み
 - ・歩こう会の実施
 - ・健康に関する講座の実施
- 地域美化（まち美化）活動の実施
 - ・多世代の参加促進

基本目標 3

みんなで支え合い、活動が
継続できる地域へ

実施項目 3

- 後継者確保に向けた取り組み
 - ・青少協などの若手の団体との連携
 - ・地域活動の広報・啓発
- 情報共有など地域間連携の意識向上
- 財源確保の取り組み
 - ・古紙回収
 - ・小学校のプルタブ回収への協力

4 重点実施項目

重点実施項目 1	ふれあいネットワーク活動の充実						
1 課題背景	<p>見守り活動の実施について、地域の基盤となる自治区エリアで動いている地域が区内でも多い中、若松地区も例外ではありません。ただ、若松地区は区内に6つの自治区を抱えており、それぞれの地域状況も異なるため、活動実施の判断や基準などバラつきが出てしまします。その結果として、話し合いの場で困りごとの事例などの活動報告や意見交換に繋がりづらい現状があります。</p>						
2 活動の方針・目標	<p>① 見守り活動の在り方（判断や基準、負担少なく行える仕組みなど）の検討 ② 班・ブロック別（各自治区での）会議と連絡調整会議（地区全体）の在り方の見直し</p>						
3 段取り的な取組みの年次計画							
取り組み内容	連携する機関	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	備考
見守り支援が必要な住民の見直し	・自治会 ・民児協						
見守り対象者に適した、見守り活動の頻度や方法の検討	・自治会 ・民児協						
負担軽減に向けた取り組み	・北九州市社協 若松区事務所						ポスティングツールや独自の台帳様式など負担軽減につながるツールを検討
自治区別の会議や連絡調整会議の在り方の見直し	・自治会 ・民児協 ・若松中央小学校 ・北九州市社協 若松区事務所 ・若松区役所						特に連絡調整会議で情報交換・共有の場として活用できるよう意識。
他活動との連携	・自治会 ・民児協						福祉マップの作成などとの連携を意識。
計画の修正・見直し	・推進委員会						特に中間（3年次）と更新（5年次）は重点的に行う。

重点実施項目 2	後継者確保に向けた取り組み																																																						
1 課題背景	<p>若松地区も既存の活動者の高齢化、または活動から引退する方も見られるようになり、今まで取り組めていた住民間での助け合い活動などの取り組みも、今後継続が厳しくなる状況が予想されます。そのためには、新たな活動者の確保が急務ではあります、地域活動への理解や周知が浸透してなかつたり、コロナ禍により地域交流行事などが中断した結果、若い世代との接点が薄れてしまっている現状があります。</p>																																																						
2 活動の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域活動の周知・理解に向けた広報・啓発活動の実施 ② 若手団体（青少協など）との連携推進 ③ 地域行事への多世代の参加促進 ④ 活動の取り組み方の見直し 																																																						
3 段取り的な取組みの年次計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>取り組み内容</th> <th>連携する機関</th> <th>R 6</th> <th>R 7</th> <th>R 8</th> <th>R 9</th> <th>R 10</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域活動の広報・啓発活動</td> <td>・自治会 ・民児協 ・若松中央小学校</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>広報用のチラシなどの作成、配布協力</td> </tr> <tr> <td>若手団体との連携推進</td> <td>・青少協 ・民児協 ・若松中央小学校</td> <td></td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>活動の取り組み方の見直し</td> <td>・北九州市社協 若松区事務所</td> <td></td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一部の活動や行事の時だけでも参加してくれる方の確保</td> </tr> <tr> <td>地域行事への多世代参加促進</td> <td>・自治会 ・民児協 ・若松中央小学校</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td></td> <td>行事の周知協力 子ども達も参加しやすい内容の検討など</td> </tr> <tr> <td>計画の修正・見直し</td> <td>・推進委員会</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td></td> <td>特に中間（3年次）と更新（5年次）は重点的に行う。</td> </tr> </tbody> </table>							取り組み内容	連携する機関	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	備考	地域活動の広報・啓発活動	・自治会 ・民児協 ・若松中央小学校	➡					広報用のチラシなどの作成、配布協力	若手団体との連携推進	・青少協 ・民児協 ・若松中央小学校		➡					活動の取り組み方の見直し	・北九州市社協 若松区事務所		➡				一部の活動や行事の時だけでも参加してくれる方の確保	地域行事への多世代参加促進	・自治会 ・民児協 ・若松中央小学校				➡		行事の周知協力 子ども達も参加しやすい内容の検討など	計画の修正・見直し	・推進委員会			➡	➡		特に中間（3年次）と更新（5年次）は重点的に行う。
取り組み内容	連携する機関	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	備考																																																
地域活動の広報・啓発活動	・自治会 ・民児協 ・若松中央小学校	➡					広報用のチラシなどの作成、配布協力																																																
若手団体との連携推進	・青少協 ・民児協 ・若松中央小学校		➡																																																				
活動の取り組み方の見直し	・北九州市社協 若松区事務所		➡				一部の活動や行事の時だけでも参加してくれる方の確保																																																
地域行事への多世代参加促進	・自治会 ・民児協 ・若松中央小学校				➡		行事の周知協力 子ども達も参加しやすい内容の検討など																																																
計画の修正・見直し	・推進委員会			➡	➡		特に中間（3年次）と更新（5年次）は重点的に行う。																																																

p5にあるその他の活動も5年間の間に取り組みを進めています！



第4章 計画推進

1 地域への計画の承認と周知

- ① 地区社会福祉協議会総会等を通じた社会福祉協議会活動者への計画の承認と周知
- ② 計画の実施項目を進めていく上での関係機関・団体への周知・協力依頼
- ③ 計画の配付等を通じた地区住民への周知

以上について、計画を推進していくために、計画の広報活動を行います。

2 計画を推進するための体制

(1) 小地域福祉活動計画推進委員会の設置

計画を推進していくために、若松地区小地域福祉活動計画推進委員会を設置し、計画の進行管理を行います。

- ① 関係機関・団体との連携
- ② 計画内容の具体的な実施方法
- ③ 進行管理の実施

以上について、委員会では協議を進めています。

(2) 計画の進行管理

若松地区小地域福祉活動計画推進委員会を年3回程度開催します（当年度の事業推進の確認、年度内における中間確認、次年度の事業確認、また必要に応じて開催）。委員会では、PLAN（計画立案）DO（実行）CHECK（点検・評価）ACT（改善）というPDCAのサイクルを回しながら、計画内の各実施項目の進捗状況を把握し、うまく進行していない場合には、その原因を明らかにし、問題への対策を立て、その対応策を実施します。

(3) 計画の評価

計画期間の中間点では計画全体の中間見直しを、最終年度には総括評価を行います。

3 第2次計画の策定

第1次計画の推進状況を踏まえて、第2次計画の策定時期（計画第5ヶ年度）には新しく第2次計画策定委員会を設置し、計画策定に向けて協議を進めています。



参考資料【若松地区小地域福祉活動計画の経過】

1 若松地区小地域福祉活動推進委員会 委員名簿（策定時予定）

	氏名	委員会役職	所属団体・役職	備考
1	長澤 尊房	委員長	若松地区社会福祉協議会 会長	
2	福永 忠志	副委員長	若松地区社会福祉協議会 副会長	
3	速水 武雄	副委員長	若松地区社会福祉協議会 会計	
4	中島 美恵子	委員	福祉協力員	6区
5	鈴木田 みゆき	委員	福祉協力員	6区
6	坂本 富子	委員	福祉協力員	8区婦人部長
7	日高 早苗	委員	福祉協力員	8区
8	溝上 満里子	委員	福祉協力員	8区
9	木下 より子	委員	福祉協力員	8区
10	重見 高子	委員	福祉協力員	8区
11	矢野 忠雄	委員	9区自治会長	
12	生田 静江	委員	福祉協力員	9区婦人部長
13	清水 美智子	委員	福祉協力員	9区
14	有田 美樹	委員	福祉協力員	9区
15	金山 明子	委員	福祉協力員	9区
16	濱崎 美津子	委員	福祉協力員	9区
17	藤田 けい子	委員	福祉協力員	9区
18	石塚 佐代子	委員	福祉協力員	9区
19	家次 豊子	委員	10区自治会副会長	
20	軸丸 昭代	委員	福祉協力員	10区
21	吉田 美智子	委員	福祉協力員	10区
22	西村 陽子	委員	福祉協力員	10区
23	岡本 朋子	委員	福祉協力員	10区
24	江尻 幸代	委員	福祉協力員	10区
25	堀江 幸子	委員	福祉協力員	10区
26	矢野 永子	委員	福祉協力員	10区
27	三木 和子	委員	福祉協力員	11区
28	梅本 千多賀	委員	福祉協力員	11区
29	西村 ヒロ子	委員	福祉協力員	11区
30	島津 定子	委員	福祉協力員	11区
31	大住 容子	委員	福祉協力員	11区
32	福永 かつ子	委員	福祉協力員	11区
33	牛島 由美	委員	福祉協力員	11区
34	須本 重子	委員	福祉協力員	11区

	氏名	委員会役職	所属団体・役職	備考
35	園山 尚子	委員	福祉協力員	17区
36	端橋 美代子	委員	福祉協力員	17区
37	原口 政子	委員	福祉協力員	17区
38	城 由紀恵	委員	福祉協力員	17区
39	田代 加枝子	委員	福祉協力員	17区
40	小野田 富美子	委員	福祉協力員	17区
41	大峯 直行	委員	若松中央地区民児協副会長	
42	加藤 純子	委員	若松中央地区民児協 民生委員・児童委員	
43	大竹 郁子	委員	若松中央地区民児協 民生委員・児童委員	
44	野下 悅子	委員	若松中央地区民児協 民生委員・児童委員	
45	坂本 玲子	委員	若松中央地区民児協 民生委員・児童委員	
46	石橋 江理奈	委員	若松中央地区民児協 民生委員・児童委員	
47	篠原 桐代	委員	若松中央地区民児協 民生委員・児童委員	
48	若松 絵理子	委員	若松中央地区民児協 主任児童委員	
49	野口 友加	委員	若松中央小学校校長	



2 若松地区小地域福祉活動計画策定委員会での協議事項

回	開催日	主な協議事項
1	令和5年 9月 14日	1 自己点検シートの振り返り等を踏まえた体系図（案）の確認
2	令和5年 11月 16日	1 体系図（案）の修正・確認及び重点事項の確認
3	令和6年 2月 21日	1 冊子版（案）の確認及び修正に関する意見交換
4	令和5年 6月 27日 令和5年 11月 2日 令和6年 1月 23日	1 役員間での体系図（案）や冊子版（案）の確認 2 今後の進めた方に関する協議
5	令和6年 2月 21日	1 意見交換会において、確認及び修正内容の確認
6	令和6年 3月	1 最終確認及び作成

若松地区社会福祉協議会

6区
(本町2~3丁目)

拠点：市営住宅
ふれあいむら集会所
若松区本町3丁目5-13

8区
(中川町、浜町2丁目)

拠点：第8区公民館
若松区中川町11-4

9区
(大井戸町、中川町)

拠点：第9区公民館
若松区大井戸町9-2
TEL：093-751-1615

10区
(桜町、安瀬、北湊、
北浜2丁目)

拠点：10区集いの家
若松区桜町2-30

11区
(老松1~2丁目、
北湊、桜町)

拠点：昭和公民館
若松区老松1丁目6-17
TEL：093-751-4666

17区
(白山1~3丁目、
山手町)

拠点：第17区公民館
若松区白山3丁目2-1
TEL：093-751-9283

北九州市社会福祉協議会

【本部】北九州市社会福祉協議会 地域福祉部 地域支援課

〒804-0067 北九州市戸畠区汐井町1番6号 ウエルとばた8階

TEL 093-882-4425 FAX 093-873-1351

【区事務所】北九州市社会福祉協議会 地域福祉部 若松区事務所

〒808-8510 北九州市若松区浜町一丁目1番1号 若松区役所内

TEL 093-761-3422 FAX 093-761-3660

★社会福祉協議会のイメージキャラクター★

『**チボザウルス**』(Petit vosaurus)



Petit (チボ : ちっちゃな)

Volunteer (ボランティア)

Saurus (サウルス = 恐竜)